

県民せいきょう丹南きらめき デイサービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、福井県民生活協同組合が開設する指定通所介護事業所（以下「通所事業所」という。）が行う指定通所介護（以下「通所事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「介護従業者」という。）が、要介護状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護サービス（以下「通所介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 生協組合員や地域住民のボランティアな活動と連携した生協らしい活動をすすめる。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 県民せいきょう 丹南きらめきデイサービス
- (2) 所在地 福井県越前市家久町49字

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する通所介護従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 3名以上
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 介護職員 6名以上
介護職員は、必要な日常生活上の世話を行う。
利用者の状況により、増員することができるものとする。
- (4) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康チェック等、看護の業務を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、本事業所が特別に定めた場合はこの限りではない。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日 ただし、12月31日から1月3日までは休みとする。
- (2) 営業時間 9時から17時までとする。但し時間延長サービス体制が対応可能なものとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、以下の通りとする。

- | | | |
|-------------|----|-----|
| (1) 月曜日～金曜日 | 1日 | 42名 |
| 土曜日 | 1日 | 35名 |

(指定通所介護の内容)

第7条 通所介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談
- (2) 機能訓練
- (3) 入浴サービス
- (4) 食事サービス
- (5) 送迎サービス
- (6) レクリエーション

(指定通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第8条 介護サービスを受ける時に支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に記された割合を乗じた金額とする。ただし、介護保険料の滞納等がある場合、(給付額減額措置)にはこの限りではない。

- 2 当事業所が定める「通常の事業の実施地域」を超えて居住する利用者に対して送迎を実施した場合、その地域が国の定める中山間地域等であるときは、所定単位数の5%を加算する。
- 3 次に掲げる項目について、重要事項説明書に掲載の料金により支払いをうける。
 - (1) 食事代(昼食代・飲料・菓子など)
 - (2) キャンセル代
 - (3) 教養娯楽費やおむつ等の費用
 - (4) 延長利用料
 - (5) その他、通所型(予防給付相当・サービスA)において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用
- 4 第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)をうけるものとする。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、越前市（白山地区、坂口地区は除く）、鯖江市（河和田地区、北中山地区、片上地区、鳥羽地区は除く）とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は通所介護サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 従業者は、通所介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従業者等は、通所介護サービスを提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。
- 3 非常災害訓練においては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 事業所は、当該事業所の実施地域等を勘案し、自ら適切な通所介護サービスを提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業所に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。

(通所介護の利用契約)

第14条 事業所は、通所介護サービスの提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第15条 事業所は、通所介護サービスに使用する施設や備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第16条 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

(身体拘束に関する事項)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録を整備すること。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。
- 5 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備すること

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に行うとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第19条 事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、および異常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の健康管理)

第21条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条 事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延のための研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）を定期的実施する。

(通所介護計画書の作成等)

第23条 事業者は、居宅サービス計画書が作成されている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画又は介護予防通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）を作成し、利用者、家族に説明し、同意を得るとともに、当該通所介護計画を利用者に交付する。

- 2 事業者は、通所介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録)

第24条 通所介護従業者は、通所介護サービスを提供した際には、その提供日及び内容、通所介護サービスについて、介護保険法第41条第6項または法第53条第5項の規定により利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第25条 管理者は、提供した通所介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を2名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 利用者の苦情に関して、市町、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行う。

(損害賠償)

第26条 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 本事業の実施にあたり損害賠償保険に加入するものとする。

(研修について)

第27条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(記録の保存)

第28条 施設および設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する通所介護計画、具体的なサービス内容等の記録、市町への通知に係る記録、苦情や事故に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第29条 通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

- 2 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本組合が定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年7月23日より施行する。

平成18年05月01日	一部改定施行	平成30年04月01日	一部改正施行
平成18年06月13日	一部改正施行	平成30年06月01日	一部改正施行
平成20年07月01日	一部改正施行	平成31年04月01日	一部改正施行
平成21年07月01日	一部改正施行	令和元年06月01日	一部改正施行
平成23年09月01日	一部改正施行	令和元年10月01日	一部改正施行
平成23年12月01日	一部改正施行	令和2年04月01日	一部改正施行
平成24年12月01日	一部改正施行	令和3年04月01日	一部改正施行
平成27年07月08日	一部改正施行	令和4年10月01日	一部改正施行
平成27年08月01日	一部改正施行	令和4年11月01日	一部改正施行
平成27年11月15日	一部改正施行	令和6年4月1日	一部改正施行
平成28年06月01日	一部改正施行		
平成29年01月16日	一部改正施行		

介護予防・日常生活支援総合事業 指定第一号通所事業通所型（予防給付相当・サービスA）運営規程

（事業の目的）

第1条 福井県民生活協同組合が開設する県民せいきょう丹南きらめき（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業における通所型（予防給付相当・サービスA）サービスの事業（以下「事業」という。）は、要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、越前市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 通所型（予防給付相当・サービスA）のサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
 - 4 前各項のほか、越前市・鯖江市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業の運営）

第3条 通所型（予防給付相当・サービスA）の提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 県民せいきょう 丹南きらめきデイサービス
- （2）所在地 越前市家久町49字

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤）

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所型（予防給付相当・サービスA）の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- （2）生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び利用者の家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整や他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携を行う。※A型サービスでは配置されない。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

※A型サービスについては10人以下の場合配置されない。

(4) 介護職員（従事者） 人員基準に基づき、それを満たす配置

介護職員（従事者）は、利用者の必要な日常生活上の支援等を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が心身の状況に応じて自立した日常生活を営むのに必要な機能の維持又は向上のための機能訓練を行う。

※A型サービスでは配置されない。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

(予防給付相当) 月曜日から土曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(A型サービス) 土曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後17時00分までとする。

(3) サービス提供時間

① 予防給付相当サービス

イ) サービス提供時間帯 9時00分から17時00分

午前時間帯利用 9時00分から13時00分

午後時間帯利用 13時00分から17時00分

※機能維持向上等が必要な方は、状況に応じて、従来通りの1日利用もご相談に応じます。

② A型サービス

イ) サービス提供時間帯 13時30分から17時00分

(通所型(予防給付相当・A型)サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は下記の通りとする。

① 予防給付相当サービス	月曜から金曜日	定員 42名
	土曜日	定員 35名

② A型サービス 定員 5名

(通所型予防給付相当サービスの内容)

第8条 通所型(予防給付相当・サービスA)の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴サービス (A型サービスは除く)

(2) 食事提供 (A型サービスは除く)

- (3) 生活指導（相談・援助等）
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 体操、レクリエーション、閉じこもり予防など、自立支援に資する活動

※通所型予防給付相当サービスのサービス内容は日常生活の支援、健康チェック、レクリエーション、機能訓練等。

※通所型サービスAのサービス内容は簡単な体操、レクリエーション、交流等で、身体介護は含まない。

(利用料等)

第9条

- 1 通所型予防給付相当サービスを提供した場合の利用料の額は、「(越前市・鯖江市) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱」の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
- 2 次に掲げる項目について、重要事項説明書に掲載の料金により支払いをうける。
 - (1) 食事代 (※サービスAについては食事提供を行なわない。)
 - (2) キャンセル代
 - (3) 教養娯楽費やおむつ等の費用
 - (4) その他、通所型(予防給付相当・サービスA)において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用
- 3 通所型(予防給付相当・サービスA)の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。
- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

越前市(白山、坂口地区は除く)

鯖江市(河和田地区、北中山地区、片上地区、鳥羽地区は除く)

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は通所型(予防給付相当・A型)サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提

供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 通所型（予防給付相当・A型）サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対するは通所型（予防給付相当・A型）サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対するは通所型（予防給付相当・A型）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第15条 通所型（予防給付相当・A型）サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した通所型（予防給付相当・A型）サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した通所型（予防給付相当・A型）サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(身体拘束に関する事項)

- 第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録を整備すること。
 - 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 4 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的で開催すること。
 - 5 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備すること

(虐待防止に関する事項)

- 第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に開催すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業者は、サービス提供中に、従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(ハラスメント対策の強化)

- 第19条 事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第20条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、および異常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第21条の2 事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に

掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延のための研修(年1回以上)及び訓練(年1回以上)を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次ぎの通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 事業所は、通所型(予防給付相当・A型)サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営について必要がある場合は、介護保険法とその他関係法令に準ずるほか、この規定の趣旨・目的に反しない範囲で別に定めることとする。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次ぎの通り設けるものとする。

- (3) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (4) 継続研修 年2回

2 事業所は、通所型(予防給付相当・A型)サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営について必要がある場合は、介護保険法とその他関係法令に準ずるほか、この規定の趣旨・目的に反しない範囲で別に定めることとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第24条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該保険者へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型(予防給付相当・A型)サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成	30年5月	1日	一部改定
平成	30年6月	1日	一部改定
平成	31年4月	1日	一部改定
令和	2年4月	1日	一部改定
令和	2年4月20日		一部改定
令和	3年4月	1日	一部改定

令和 4年10月 1日 一部改定
令和 5年 8月 1日 一部改定
令和 6年 4月 1日 一部改定